

## 菊川市等級指定型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、菊川市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、等級指定型一般競争入札を実施するための手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 等級指定型一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札のうち、菊川市建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領（平成17年菊川市訓令第41号）に定める格付に基づき、入札参加者を募り、入札参加要件を満たした者を入札者として行う一般競争入札をいう。
- (2) 落札候補者 低入札調査対象工事にあつては、予定価格以下の最低価格入札者を、最低制限価格設定工事にあつては、予定価格以下で最低制限価格以上の者のうち、最低の価格で入札した者をいう。
- (3) 事後審査 等級指定型一般競争入札に参加するための入札前の申請手続を簡略化し、申請時に確認した入札参加資格について、開札後に落札候補者から順に参加資格の根拠となる資料等の確認を行い、適格である者を落札者として決定するための審査をいう。

(対象工事)

第3条 等級指定型一般競争入札の対象となる工事は、次の各号に掲げる工事において、設計金額が1千万円以上かつ1億円未満のものとし、菊川市建設工事等の指名競争入札者指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）が選定するものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 前号のほか、指名委員会が特に必要と定めた工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事については、等級指定型一般競争入札の対象としないことができる。

- (1) 特殊な工法又は技術を必要とする工事
- (2) 事故又は災害等により、緊急の対応を必要とする工事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、指名委員会委員長が等級指定型一般競争入札に付することが適当でないとする工事

(発注基準)

第4条 等級指定型一般競争入札の発注は、菊川市建設工事の請負契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年菊川市告示第19号）に定める等級区分に基づいて行うものとする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第5条 等級指定型一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 自治令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 対象工事に適合した菊川市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている

者であること。

- (3) 菊川市内に本店又は支店等を有し、かつ、発注基準に対応した等級を有すること。
- (4) 申請書提出から落札の時までの期間に、菊川市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年菊川市告示第16号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 対象工事に建設業法第26条（昭和24年法律第100号）に定める技術者、現場代理人等必要な人員を配置できる者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか対象工事に係る要件を別途定める場合には、その要件を満たす者であること。

（入札の公告）

第6条 入札の公告は、菊川市契約規則（平成17年菊川市規則第30号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に基づき、行うものとする。

（入札参加申請）

第7条 入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、公告で定める申請期限までに、等級指定型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）を持参又は電子入札システムにより提出するものとする。

（入札参加資格の確認）

第8条 市長は、提出された申請書を審査して入札参加資格の有無についての確認を行い、その結果を当該入札参加希望者に通知する。

（設計図書等の閲覧等）

第9条 契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）は、市が指定するウェブサイトで配布するものとする。ただし、これにより難しい場合は、有料で配布するものとする。

- 2 設計図書等に対する質問書については、入札執行課で受け付けし、質問書を提出することができる最終日の翌日から3日以内に、回答書により回答するものとする。なお、質問書の提出は持参又は電子入札システムによるものとする。

（入札参加資格者基準数）

第10条 等級指定型一般競争入札の実施に要する入札参加資格者の基準数は、3者とする。

（入札の執行）

第11条 入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、入札参加資格があることの確認を行う。ただし、電子入札の場合は、省略することができる。

- 2 第1回目の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書（様式第2号）の提示を求めるものとする。
- 3 入札参加者の数が、入札参加資格者基準数に満たない場合又は入札参加資格者基準数を満たしていても入札書を提出したものが1者のときには、入札は行わないものとする。

（事後審査）

第12条 開札後、落札候補者に対し、開札日から2日以内（土曜日・日曜日及び祝日を除

く。)に次に掲げる資料の提出を求め、事後審査を行うものとする。

(1) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第3号）

(2) その他必要と認めるもの

2 前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とし、次順位の者に前項に規定する資料の提出を求め、改めて審査を行うものとする。

（入札の無効）

第13条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札心得及び公告において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて落札決定時点において指名停止期間中である者等落札決定時点において入札参加資格のない者のした入札

（補則）

第14条 この要領に定めのない事項で契約規則その他入札に係る菊川市の諸規程（告示を含む。）に定めがある事項は、等級指定型一般競争入札について適用する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）  
等級指定型一般競争入札参加資格確認申請書  
（事後審査型）

年 月 日

菊川市長 氏 宛

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称 ⑩  
代 表 者 氏 名 ⑩  
電 話 番 号 ( )

次の工事に係る等級指定型一般競争入札参加資格について、確認されたく申請します。  
なお、公告された資格要件を満たしている者であることを誓約します。

- 1 公 告 日
- 2 工 事 名
- 3 工事場所
- 4 発注基準

様式第2号（第11条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

工 事 費 内 訳 書

年 月 日

申請者 住所又は所在地  
 氏名又は名称 ⑩  
 代 表 者 氏 名 ⑩  
 電 話 番 号 ( )

- 1 公 告 日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 工事費内訳（例）

土工	円	共通仮設費 計	円
擁壁工	円	純工事費 計	円
地すべり対策工	円	現場管理費	円
排水工	円	工事原価 計	円
法面工	円	一般管理費	円
舗装工	円	工事価格 計	円
安全施設工	円		
雑工	円		
直接工事費 計	円		

様式第3号（第12条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

同種工事の施工実績及び配置予定技術者等の資格・工事経験

年 月 日

申請者 住所又は所在地  
 氏名又は名称 ⑩  
 代 表 者 氏 名 ⑩  
 電 話 番 号 ( )

1 同種工事の施工実績

工事名			
発注機関名		施工場所	
契約金額		発注形態	
工事概要			

2 配置予定技術者等の資格・工事経験

技術者氏名①			資格	
工 事 経 験	工事名			
	契約金額		従事役職	
	工事概要			
備考				

技術者氏名②			資格	
工 事 経 験	工事名			
	契約金額		従事役職	
	工事概要			
備考				

技術者氏名③			資格	
工 事 経 験	工事名			
	契約金額		従事役職	
	工事概要			
備考				